

Wi-Fi ポスター広告 利用規約

第 1.0 版

第 1 章 総則

第 1 条 (利用規約)

- この「Wi-Fi ポスター広告 利用規約」（以下「本規約」といいます）は、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社(以下「当社」といいます)の提供する広告サービス「Wi-Fi ポスター」（以下「本サービス」といいます）について、静止画および動画広告、アンケート等（以下、「広告」といいます）掲載を希望する法人もしくは個人、又はこれから委託を受けた広告代理店（以下「申込者」といいます）の利用申込及び利用に関して適用されます。
- ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第 2 条 (本規約の変更)

当社は、申込者の承認を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、申込者及び当社は変更後の規約の定めに従うものとし、広告掲載期間中に本規約を変更する場合、当社は申込者に対して、本規約第 25 条(通知)に規定する方法により事前に通知します。

第 2 章 本サービス利用

第 1 節 利用申込、サービスの成立

第 3 条 (事前の合意)

申込者は、本サービスを利用するにあたり、利用申込書を当社に提出する前に、本サービスの利用料、利用期間等の事前合意事項について、当社との間で事前に合意するものとします。

第 4 条 (申込者の義務)

- 申込者は、下記各号の定めによる場合は、本サービス利用の履歴書及び所定の利用申込書が送付されないこと、並びに当社が申込者による本サービスの利用申込の受諾をせず、サービスが受けられない場合があることを予め同意するものとします。又、万一これにより申込者が損害・損失を被ったとしても、その理由の如何を問わず、申込者は当社に対して損害賠償請求等何らのクレームをしないものとします。
- 申込者が本規約に定められた義務の履行を怠るおそれがある認められる事由があると判断したとき、又は申込者が過去に当社との契約上の義務を怠ったことがあるとき。
 - 申込者が本規約に違反する行為を行うおそれがある認められる事由があると判断したとき、又は申込者が過去に当社との契約の違反をなしたことがあるとき。
 - 申込者が第 11 条 (広告の削除・変更) 各号に該当する事由があると判断したとき。
 - 申込者が本サービスの利用を自己使用以外の目的に利用することを意図していると考えられる事由があると判断したとき。
 - 申込者が当社の業務・信用を阻害する等、当社の不利益となる可能性のある顧客と認められる事由があると判断したとき。
 - 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
 - その他前各号に準ずる場合で、当社が本規約を締結することが妥当でないと判断したとき。

第 5 条 (利用申込・サービスの成立)

- 申込者は、サービス利用開始を希望する日の 1 ヶ月前までに必要事項が記載された利用申込書を当社に提出することによって、本サービスの利用を申込むものとします。
- 当社は、利用申込書の受領後遅滞なく申込者の本サービスの利用の可否について判断し、その結果を遅滞なく申込者に通知するものとします。当社からの「サービス利用可の通知により、利用契約の成立とします。
- 申込者は、当社に利用申込書を提出する際に、当社が本サービスを申込者に提供するために必要な最小限の個人情報（「会社名」「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」等）を当社が必要と判断した第三者に対して開示することに同意するものとします。

第 6 条 (広告掲載期間)

- 広告は申込者が提出した利用申込書に基づいた期間で掲載されます。
- 広告申込の成立後、申込者の都合により広告掲載期間の変更はできないものとします。

第 7 条 (広告掲載場所)

- 広告は申込者が提出した利用申込書に基づいた、Wi-Fi スポットのログイン画面に表示されます。
- 申込者は、Wi-Fi スポットの電波状況、通信状況、利用者の環境等により広告が表示されないことがあることに同意するものとします。
- 広告が掲載される Wi-Fi スポットは、予告なく追加・変更もしくは廃止される場合があります。利用申込成立後に掲載場所が追加、変更、廃止された場合でも、料金等の変更は行わないものとします。

第 2 節 広告の掲載

第 8 条 (サービス事前審査)

- 当社は利用申込後、掲載基準に照らして、広告内容の審査を行い、審査に合格した広告のみを掲載いたします。
- 掲載基準は予告なく変更される場合があります。

第 9 条 (広告内容)

- 広告内容に関しての一切の責任は、申込者が負うものとします。
- 申込者は広告に次の各号の内容を含んないものとします。
 - 掲載内容が諸法令に抵触している、またはそのおそれのあるもの
 - 社会倫理または社会秩序に反するもの
 - 他人を誹謗中傷する内容あるもの
 - 虚偽・誇大または不正確な表現でユーザーに誤解を与えるもの
 - 射幸心を著しくおこす、迷信に類する、わいせつ・醜悪など不快感を与える、差別的表現など、社会通念上問題があるとみなされるもの
- 申込者は、申込者が用意する素材が第三者のいかなる知的財産その他の権利及び営業秘密も侵害していないこと、並びにいかなる条約・法令・規則に反していないことを保証するものとし、これに違反した場合は、申込者が自己の責任と費用負担で解決するものとします。また、各国法令に照らし適法手続き、方法もしくは手段により作成または入手するものとします。
- アンケート等の本サービスを用いて機密情報や個人情報等の発信、収集の管理責任は申込者に帰するものとし当社はその責を負わないものとします。
- 当社は取得したアンケートの回答について、結果の集計等のため、内容の確認を行うものとします。
- 広告により当社およびその関係者が第三者よりクレームを受ける等損害・損失を被った場合は、申込者はその損害・損失を賠償する責任を負います。

第 10 条 (広告の表示回数および利用者に関する情報)

当社が申込者に提示する、広告表示回数は過去の平均値を元に算出した目安であり表示回数の保証を行うものではありません。また、利用者の属性情報、利用頻度など本サービスの利用者に関する情報について、当社はその正確性について一切の保証を行いません。

第 11 条 (広告の削除・変更)

- 当社は、広告掲載期間中に次のいずれかにすると判断した場合、広告を削除します。
 - 本規約のいずれかに違反したとき
 - 本規約に基づき、当社に対して負担する債務の履行の一部でも怠ったとき
 - 差押・仮差押・仮処分・強制執行・破産・民事再生又は会社更生その他の法的整理手続の申立を受けたとき若しくは自ら申立をなしたとき、又は滞納処分を受けたとき
 - 合併によらず解散したとき
 - 当社に通知せず組織又は事業につき重大な変更をしたとき
 - 経営状況が悪化した、又はそのおそれがあることを保証する相当の事由があるとき
 - 利用申込書、その他本サービスの利用に必要な手続に際して作成された文書に、虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - 当社の業務の遂行に支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - その他、申込者の責に帰すべき事由により本サービスの停止が必要と当社が判断したとき
- 申込者が掲載期間中に広告の削除を希望する場合、7 営業日までに削除申込書を提出することにより、削除を申し込むものとします。なお、営業日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から 12 月 31 日、及び 1 月 2 日～1 月 3 日までの日を除いた月曜日から金曜日までのこととします。
- 申込者が掲載期間中に広告の変更を希望する場合、変更希望日の 1 か月前までに変更申込書を提出することにより、変更を申し込むものとし、変更申込書に記載された費用を当社に支払うものとします。
- 掲載期間前、掲載期間中を問わず申込者が広告の変更をする場合、改めて第 8 条 (広告事前審査) に定めた広告内容の審査を行うものとします。

第 3 節 権利譲渡の禁止、氏名の変更等

第 12 条 (権利譲渡の禁止)

申込者は、本規約に基づき本サービスの提供を受ける権利、その他本規約に係わる一切の権利を第三者に譲渡又は貸与し、或いは第三者のために担保権の設定をすることはできないものとします。

第 13 条 (氏名等の変更)

申込者は、その氏名若しくは商号、代表者、住所その他本サービスの利用を申込む際に届出た情報（障害時の連絡先を含みます）に変更があったときは、これをすみやかに書面当当社に届出るものとします。尚、申込者は、当社が変更の実事実を証明するための書面の提出を求める場合があることを、予め同意するものとします。

第 4 節 利用の制限等

第 14 条 (不可抗力事由による本サービスの提供制限・中止)

当社は、天災事変等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスの提供を制限し、又は中止する措置をとることがあります。又、当社は、当社の責に帰することのできない事由（国内外の法令の改正、労働争議等）により申込者及び当社が本規約に基づく義務を履行できないときは、不可抗力事由として本サービスの提供を制限し、又は中止することができます。

第 15 条 (本サービス提供の中止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。
 - 本サービスのサーバ等の設備の保守又は工事にやむを得ないとき
 - 本サービスのサーバ等の設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - 当社が利用する電気通信事業者が電気通信サービスの全部又は一部の提供を停止することにより、当社が本サービスを提供することが困難になったとき
 - その他、当社が本サービスの運営上中止が必要と判断したとき
- 当社は、前項第 1 号及び第 2 号の規定により本サービスの提供を中止するときは、その 1 週間前までに、その理由及び中止期間を本規約第 25 条(通知)に規定する方法で申込者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
- 当社は、本条第 1 項第 3 号の規定により本サービスの提供を中止するときは、中止の開始から遅滞なくその理由及び予想される中止期間を本規約第 25 条(通知)に規定する方法で申込者に通知するものとします。
- 当社は、本条第 1 項の規定により本サービスを継続することが困難と判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を廃止できるものとします。この場合、当社は、本サービスの全部又は一部を廃止する旨、本規約第 25 条(通知)に規定する方法で申込者に通知するものとします。

第 16 条 (廃止)

- 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 当社は、広告掲載期間中に本サービスの廃止を行う場合、本規約第 25 条(通知)に規定する方法で申込者に通知するものとします。

第 5 節 免責

第 17 条 (免責)

- 当社は、本サービスに関して、申込者又はその他の第三者に生じた損失・損害については、直接又は間接を問わず、又、付随的若しくは結果的損害、又は逸失利益、機会損失、業務の中断、データ喪失等を含むいかなる種類の付随的、特別的、派生的又は間接的な申込者が被る損失・損害について、たとえ当社が当該損害の可能性を事前に示唆されている場合でも、その責任を一切負わないものとします。又、申込者が当社以外の通信事業者が提供するサービスを利用している場合、そのサービスが原因で生じた損失・損害についても同様、当社はいかなる場合であってもその責任を一切負わないものとします。
- 当社は、申込者が利用申込書、その他本サービスの利用に必要な手続に際して作成した文書に記載した情報が誤っていたことにより本サービスが提供できない場合、それが原因で生じた損失・損害についても、その責任を一切負わないものとします。
- 本サービスについては、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを申込者が利用できない事態が生じた場合、これに起因する申込者の実質的損害に対してのみ、広告掲載期間にもとづく料金の範囲をもって賠償します。ただし、申込者が事由発生から 30 日以内に請求を行わなかった場合、請求権は消滅するものとします。

第 3 章 料金等

第 18 条 (料金等)

- 申込者は、別紙利用申込書に記載された料金等を当社に支払うものとします。
- 申込者は第 1 項で定める料金等を、当社から送付される請求書に従い、当該請求書に記載された支払期限内に当該請求書に記載された金融機関の口座に振り込む方法にて支払うものとします。その際、支払に係る振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。
- 第 1 項で定める料金等に消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をい、将来の修正、変更を含みます）が賦課される場合、当該消費税相当額は全て申込者が負担するものとし、申込者は、第 1 項で定める料金等と同じ決済条件で当該消費税相当額を支払うものとします。尚、利用申込書、サービス、請求書等において消費税相当額の明示又は消費税相当額金額である旨の記載がない限り、当該書類記載の金額には、消費税相当額は含まれないものとします。

第 19 条 (キャンセルポリシー)

- 申込者が、本サービス利用申込の成立後、広告掲載をキャンセルする場合、広告掲載開始日から起算した日数に応じてキャンセル料が発生します。
- 掲載前日および当日：100%
 - 掲載 7 日前から前々日まで：80%
 - 掲載 14 日前から 8 日前まで：60%
 - 掲載 2 1 日前から 15 日前まで：40%

第 20 条 (広告掲載期間の変更)

利用申込書提出後に、申込者の都合によりサービス利用開始日の変更を希望する場合でも、提出済みの利用申込書に記載されたサービス開始希望日より広告料金が発生するものとし、申込者は実際に本サービスを利用した日に拘らず、提出済みの利用申込書に記載されたサービス開始希望日を基に算出された料金を当社からの請求に従い、支払うものとします。

第 21 条 (削除及びサービス停止期間の料金)

申込者は第 11 条第 1 項および第 2 項の事由による、広告の削除期間中および第 14 条、第 15 条の事由によるサービス停止時にも、本規約第 18 条 (料金等) の料金を支払う義務を負うものとします。

第 4 章 雑則

第 22 条 (遅延損害金)

サービスに基づき発生する金銭債務の遅延損害金は、年 14.6%の割合による日割計算で支払われるものとします。

第 23 条 (端数処理)

本規約の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

第 24 条 (機密保持及び個人情報の取扱い)

- 申込者は、サービスの履行に際して知り得た当社の業務、技術、取引及び個人情報等（以下「秘密情報」といいます）を当社の承認がない限り、公表又は第三者に漏洩しないものとします。但し、該当情報が以下のいずれかの情報に該当する場合には、これを適用しないものとします。
 - 当社より開示を受ける時点で、自らこれを保有していたことを立証できる情報
 - 当社より開示を受ける時点で、既に公知であるか又はその後受領した当事者の責によらずして公知となった情報
 - 正当な権限を有する第三者からの合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく開示及び提供された情報
 - 法令の定め又は管轄官公庁から開示を要求された情報
 - 秘密情報から除外することを当社が文書で同意した情報
 - 秘密情報によらずして独自に申込者が開発した情報
- 当社は、本サービスを提供するために必要な個人情報や申込者より収集しますが、本規約第 5 条に基づき再委託又は下請負する会社に対して本サービスを提供するために必要な申込者の個人情報を開示することがあります。この場合、当社は再委託先又は下請負先に対して適切な管理・監督を行います。

第 25 条 (通知)

1. 本規約及び利用申込書に基づき当社が申込者に対して行う通知（以下、「通知」といいます）は、申込者又は申込者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとし、書面の郵送・書面の宅配及び当社のホームページでの掲載等、当社が適切と判断する方法によるものとします。
2. 前項の通知は、当社が該当通知の内容を書面で発送し申込者に到達した時点、又は当社のホームページ上に掲載した時点より効力を生じるものとします。
3. 当社と申込者の間で、本サービスを提供する際に行われる通常の事務連絡については、電子メールにて行われるものとし、電子メールによる事務連絡は、電子メールの発信者が電子メールを送信し、その受信が確認された時点より効力を生じるものとします。

第 26 条 (反社会的勢力の排除)

1. 申込者は、自己、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは従業員又はその代理者若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 申込者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証するものとします。

第 27 条 (協議)

本規約に記載されていない事項で本サービスを提供するために決定することが必要な事項がある場合には、申込者と当社で協議のうえ別途定めるものとします。

第 28 条 (合意管轄裁判所)

申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2022 年 7 月 25 日施行

以上